

国海員第 13 号

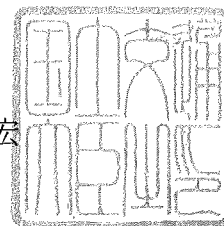
平成 27 年 4 月 22 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣

太田 昭宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 215 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
神戸マリン株式会社	兵庫県神戸市東灘区深江本町二丁目9番 19号	1